

# 学校感染症（第2・3種・その他）の診断書及び証明書

学校・保育園・幼稚園名 瑞穂市立穂積中学校

年 組 氏名

- 1, 上記の者について、下記の病気(○印)と診断しました。  
 2, 上記の者について、下記に理由により 月 日から 月 日まで  
 ( \_\_\_\_\_ 日間)出席の停止をしたことを認めます。

## 第2種学校感染症

1	インフルエンザ (A)(B)(症状のみ)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	風しん	発しんが消失するまで
6	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8	結核	症状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
9	髄膜炎菌性髄膜炎	同上
10	新型コロナウイルス	発症日を0日目として5日間かつ症状が軽快して24時間

## 第3種学校感染症

11	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
12	流行性角結膜炎	同上
13	急性出血性結膜炎	同上
14	コレラ	同上
15	細菌性赤痢	同上
16	腸チフス	同上
17	パラチフス	同上
[ 下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの ]		
18	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身症状がよくなるまで
19	手足口病	発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態の安定するまで
20	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登校(園)可能
21	その他の感染症	症状が改善し、全身状態が良くなるまで

(注)「その他の感染症」ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナ・RSウイルス・帯状疱疹・突発性発疹 前記病名に○  
 [通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症]  
 アタマジラミ・水いぼ(伝染性軟疣(属)腫)・伝染性膿痂疹

令和 年 月 日

もとす医師会

医師 印